

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立中豊島小学校

令和3年(2021年)6月改定

令和6年(2024年)4月改定

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

近年、SNSなど新たなコミュニケーションツールの急速な普及が人間関係構築の方法を多様化させ、そのため、いじめの認知や事案対処が難しくなるなど、ネット上のいじめが社会問題になっている。このように、子どもたちを取り巻く情勢が日々変化し様々な課題が山積する中で、より複雑化・多様化・深刻化したいじめの問題が起きている。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、あらゆる教育活動は人間尊重の精神を基盤として取り組まれることとし、「心豊かで実践力のある子どもの育成」を教育目標にかかげ、学習指導の最重点に人権教育を取り上げて取り組んでいる。なかでもいじめは「学校の内外を問わず、多数が少数に対して、一方的に、精神的・肉体的苦痛を伴う身体的・心理的な攻撃を継続的に加える重大な人権侵害事象である」という認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

法第2条には、「『いじめ』とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義するとされている。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることなどを意味する。

#### 【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場にたって、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないように努めなければならない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができる場合等においては、「いじめ」という言葉の使用を慎重に判断し、「嫌がっている」「しんどい思いをしている」などの言葉を工夫して使用し指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。

ただし、いじめ防止対策推進法で定めるいじめであるため、第22条に基づく学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校・特別支援さわやか対策委員会」への情報共有は必要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応をとることが必要である。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

さわやか（いじめ・不登校・特別支援等対策）委員会

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・教育相談員

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
4	各学年集団づくりの取り組み 年間計画立案 保護者・児童への相談窓口周知 児童の情報交換・状況確認 学級開き 校外学習 授業参観・懇談	9	各学年集団づくりの取り組み 2学期の学級開き 宿泊行事（5年生）	1	各学年集団づくりの取り組み 3学期の学級開き 人権参観 幼・保・小連絡会
5	運動会	10	宿泊行事（6年生） 音楽発表会 人権学習会	2	全体会 （児童の情報交換） 授業参観・懇談
6	学校生活アンケート	11	校外学習 オープンスクール （人権参観） 学校生活アンケート 中豊島フェスタ	3	3学期の振り返り 学年のまとめ 年間取り組みの検証
7	個人懇談会 1学期の振り返り 集団づくり全体会 研修会	12	個人懇談会 小中交流会 2学期の振り返り 3学期の準備		
8	2学期の準備				

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

さわやか対策委員会は、月1回定例で開催し、児童の現状把握に努める。さわやか対策委員会とは別に、児童理解の場を設定し、全教職員が児童についての共通理解を図る。必要に応じて、ケース会議を招集する。各学期の終わりに振り返りを行い、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースについての検証等、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

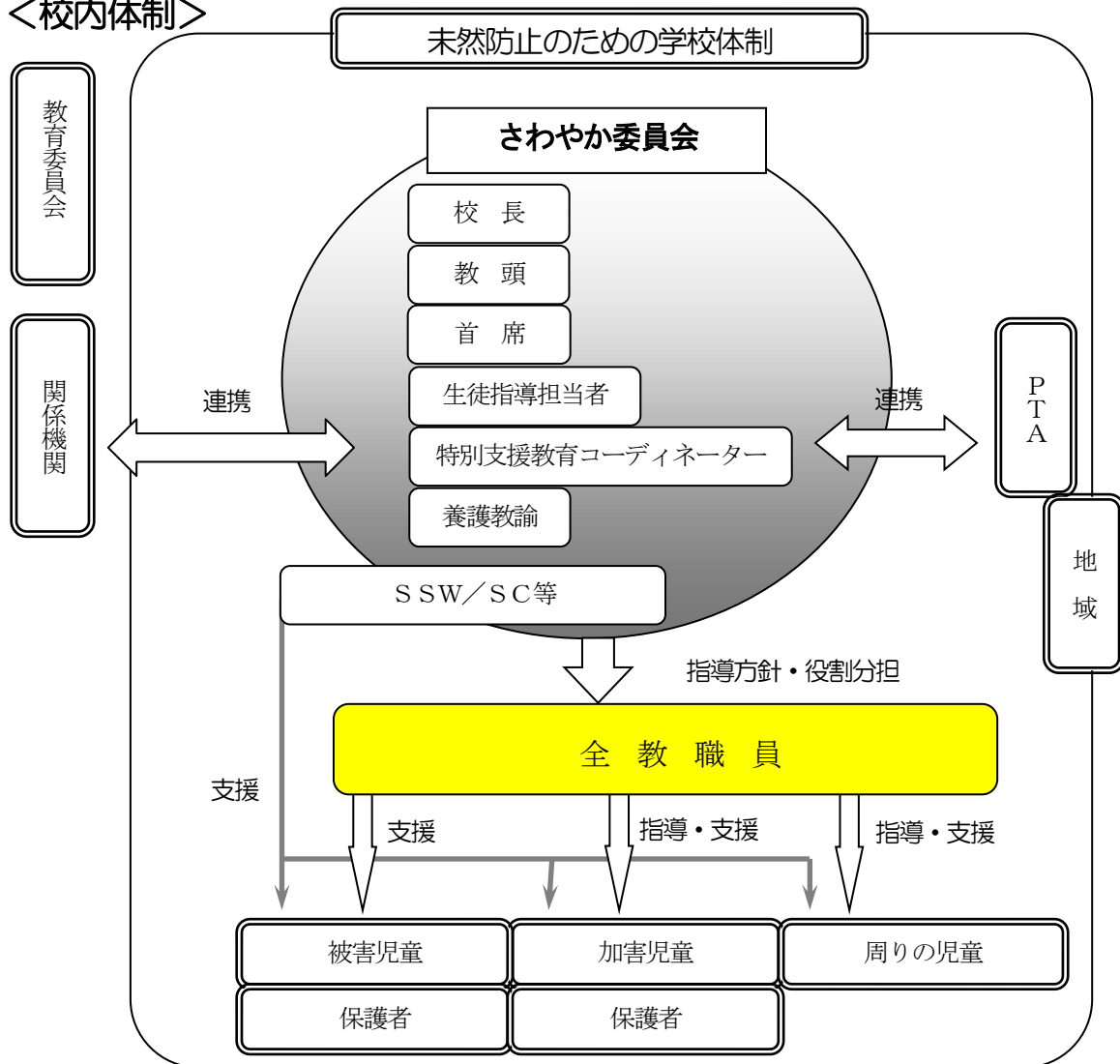
特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや違いを認め合える、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## <人権教育目標>

一人ひとりがお互いの違いを認め合い、心のつながりを大切にし、共に支え合い、高め合える子どもの育成をめざす。

常に一人ひとりが大切にされる人間関係づくりがなされるように、全教職員が心を砕き、児童に寄り添うことや、教職員自身が児童のSOSに気づくことができる感性を磨くことで、いじめの未然防止に努める。また、そのための体制を構築する。

## <校内体制>



## 2 いじめ未然防止のための措置

(1) 教職員に対しては研修会等において、いじめの定義をはじめ、未然防止に努めるための手立てや取り組みについて、平素からいじめに関しての共通理解を図ることに努める。

児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない人権侵害であること」を、発達段階に応じた指導を繰り返す。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、人権教育推進部会を中心に「違いを認め合える、学級・学年集団作り」に取り組む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、学校としての生活指導上のルールを徹底し、規範意識を培うよう、全教職員が共通理解のもと児童の生活指導に努める。また、校内研究体制を確立し、研究推進委員会を機能させ、わかりやすい授業づくりや基礎・基本の充実に努めるとともに、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、児童委員会の活性化や異学年での集団活動の推進に努め、児童生徒一人ひとりの自尊感情の育成をめざす。
- さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため定例会では、定義の確認や繰り返しの研修会を開催し、教職員同士が互いに注意し合える職場環境の構築に努める必要がある。
- (4) 互いが認め合える学級集団づくりを基盤とし、運動会や音楽発表会などの学校行事はもとより、日常の学級活動において、一人ひとりが責任感のある行動ができるような取り組みを展開することで、自己有用感や自己肯定感を育むよう努める。
- (5) 読書活動や道徳・特別活動等を通して、児童生徒が豊かな心・感性を育み、児童生徒自らがいじめについて学び、行動できるようにする。
- (6) 次に掲げる児童については、「特に配慮が必要な児童」として、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの防止に努めるものとする。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童については、個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画・指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導・支援を行う。
  - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から学校での学びに困難を抱えることが多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員・児童・保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
  - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的志向・性自認について、教職員間で正しい理解を図り、学校として必要な対応について周知したうえで、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。
  - ・ 自然災害から被災した児童または、避難している児童等（以下「被災児童」という）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。
  - ・ 新型コロナウイルス等の感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、感染者への差別や偏見が生じないように配慮する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

例えば、日記指導や児童生徒の表現活動等において、日記の提出がなかったり、言葉数が少なくなったりの子どもの変化や言葉の裏に隠された信号を見逃さないようにする。

また、委員会活動の場や清掃担当などでの児童生徒の様子から、気になることなど常に情報交換し、同じ視点で児童生徒を見守りや指導を共有する。

## 2 いじめの早期発見のための措置

### (1) 定期的なアンケートの実施：6月・11月

- ・ 定期的な教育相談：SSW派遣日に相談日を設定する。
- ・ 日常の観察として：日記等学級の取り組みから早期発見に努める。
- ・ 保健室等での子どもの様子や会話から、発見に努める。

### (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、児童生徒のSOSや小さな変化に気づくことができるよう、日頃から、児童生徒保護者との良好な関係作りに努める。

### (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、SSWの派遣及びSC・教育相談員の派遣を活用し、相談体制を確立する。

### (4) 学校便り等により、相談体制を広く周知する。

保護者アンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

### (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報について、内外問わず取扱いについては、本校個人情報保護に関するプライバシーポリシーに基づき、適正な取り扱いを行う。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒のもつ原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

#### (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

#### (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や管理職等に報告し、いじめ防止等の対策のための組織（さわやか委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

#### (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

#### (4) 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、さわやか委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て児童の心のケアに努める。

### 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

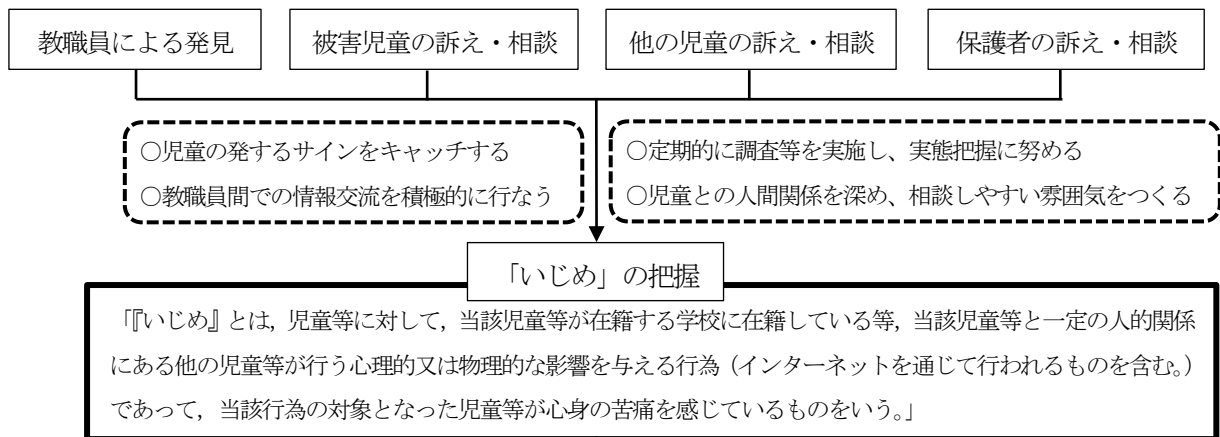
運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

### 6 ネット上のいじめへの対応

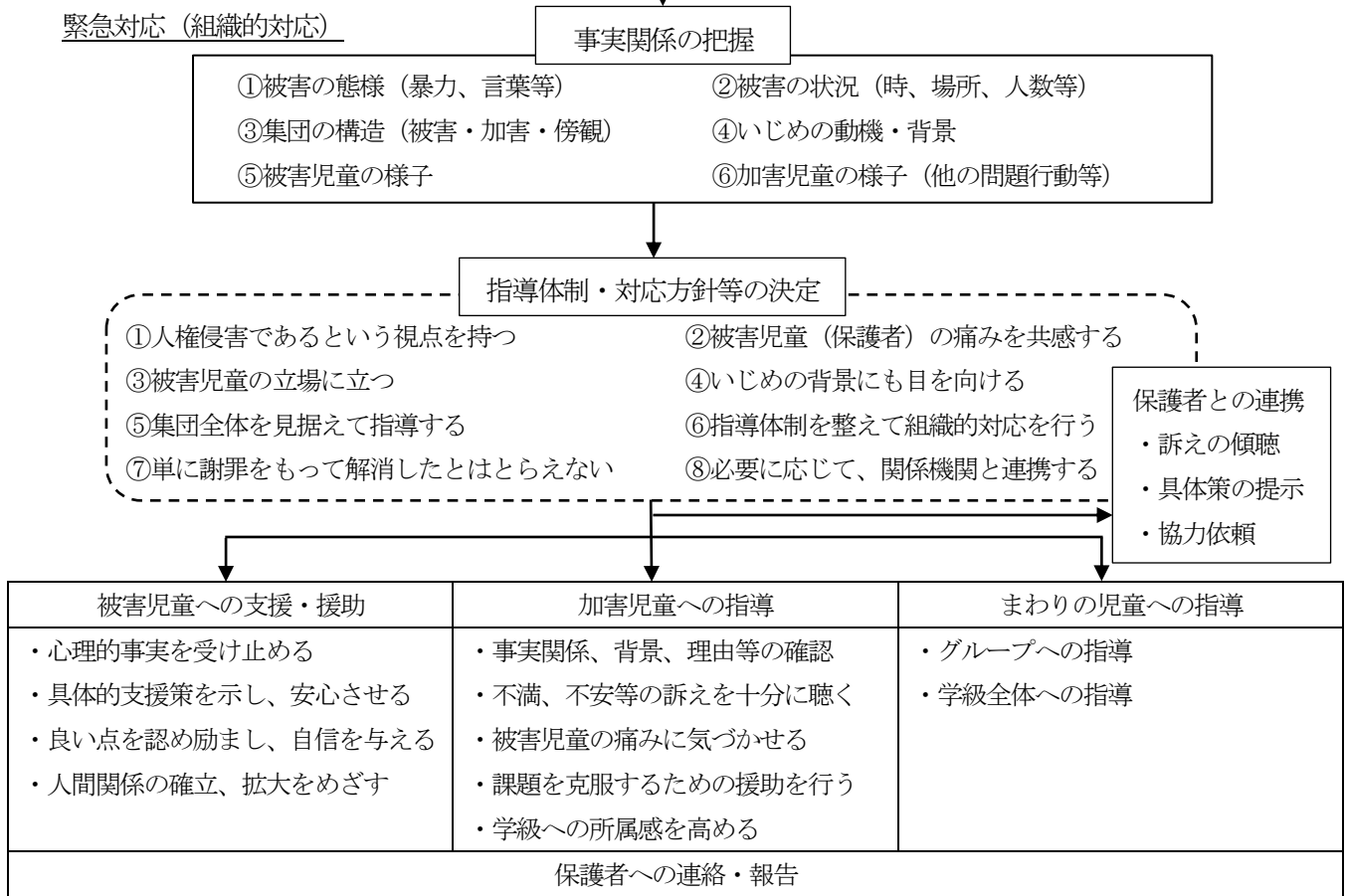
- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、さわやか委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教職員が研究・研修を推進するとともに教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

## 第5章 いじめ対応フローチャート

### 早期発見



### 緊急対応（組織的対応）





## 中長期的対応

①観察・継続支援・面談による状況確認（3ヵ月を目安とする） ②集団作りの充実 ③対応の検証及び教訓化